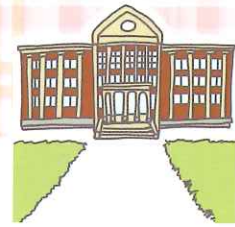


### 3 教育支援資金



教育支援資金は、高等学校(\*)、大学(\*)、高等専門学校への就学に際し必要な経費「教育支援費」と入学に際し必要な経費「就学支度費」の2つがあります。

\* 高等学校…中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程を含みます。

\* 大学…短期大学及び専修学校の専門課程を含みます。

#### (1) ご利用いただける世帯

##### 低所得世帯

※生計の維持はできているが、学費の支払いのために貸付を必要としている世帯

#### (2) 資金の種類と内容

資金種類	用途内容	貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
教育支援費	学校教育法に規定する高等学校、大学、高等専門学校に就学するのに必要な経費 ・授業料、学校納入諸経費 ・進級時に必要な教科書 ・通学に係る交通費 等	高等学校 月額35,000円以内 ※専修学校高等課程含む 高等専門学校 月額60,000円以内 短期大学 月額60,000円以内 ※専修学校専門課程含む 大学 月額65,000円以内	卒業後 6か月 以内	20年以内 (貸付額により期間の 目安あり)	無利子
就学支度費	学校教育法に規定する高等学校、大学、高等専門学校への入学に際し必要な経費 ・入学金 ・制服、靴、体育着 等 ・入学時に必要な教科書 等	50万円以内			

※教育支援費について、貸付限度額では学費が不足する場合、貸付限度額の1.5倍まで貸付けを行いません。借入申込者が就学に際しての熱意や将来への計画性を持っていることが条件となります。

#### (3) ご利用に際して

- 他の貸付制度として、国の教育ローン(日本政策金融公庫)や日本学生支援機構奨学金があります。また、母子世帯・父子世帯の方は、母子父子寡婦福祉資金の活用を優先してください。
- 教育支援費と就学支度費を同時に借入申込みすることができます。合計額により申請します。
- 貸付額に応じた償還期間の目安は下表のとおりです。

貸付額	償還期間	貸付額	償還期間	貸付額	償還期間	貸付額	償還期間
100,000円以内	2年	600,000円以内	7年	1,200,000円以内	12年	2,200,000円以内	17年
150,000円以内	3年	700,000円以内	8年	1,400,000円以内	13年	2,400,000円以内	18年
250,000円以内	4年	800,000円以内	9年	1,600,000円以内	14年	2,600,000円以内	19年
350,000円以内	5年	900,000円以内	10年	1,800,000円以内	15年	2,600,001円以上	20年
500,000円以内	6年	1,000,000円以内	11年	2,000,000円以内	16年		

- 就学者が借入申込者(借受人)となり、生計中心者が連帯借入申込者(連帯借受人)となります。連帯借受人を設定できない場合は、連帯保証人を立てなければなりません。
- 借受人が未成年の場合、貸付契約時に法定代理人(親権者、未成年後見人等)の同意が必要です。
- 貸付金の送金は、就学支度費は一括、教育支援費は上半期分・下半期分(6か月分)の年2回です。
- 借受人が卒業後、上級学校への進学により償還(返済)が困難な場合は、償還を猶予する制度があります。

#### (4) 必要な書類

##### 【共通書類】

内容	対象者	書類
世帯の所得がわかる書類	借入申込者、連帯借入申込者	・源泉徴収票、所得証明書等(世帯全員分)
連帯保証人の資力が明らかになる書類	連帯保証人	・市町村民税課税証明書

##### 【資金種類に応じた書類】

資金種類	書類
教育支援費	・合格通知書の写し、または在学証明書の写し ・経費のわかる書類
就学支度費	・合格通知書の写し ・経費のわかる書類

※上記以外に、必要に応じて書類を求め場合があります。